

企画競争説明書

業務名称：パキスタン国2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト

調達管理番号：23a00568

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月20日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2025年4月

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月26日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月27日 12時
3	質問への回答	2023年10月 2日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年10月 6日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年10月20日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法 : 電子メール

- ① 件名 : 「【質問】 調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ : 「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	パキスタン政府の堤防の維持管理の課題分析を踏まえた技術移転アプローチ方法	第4条2. (3)
2	堤防のインベントリー調査に記載すべき情報、整理方法、アウトプットイメージ	第4条2. (4)
3	インダス川の堤防の脆弱箇所を効果的かつ効率的に特定する手法	第4条2. (4)
4	パキスタンの文脈に沿った堤防の維持管理方法	第4条2. (4)

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」としての協力

本事業は、パキスタンの中心部を流れるインダス川とその堤防の整備及び維持管理に着目するものであり、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」のクラスター①「事前防災投資実現」の推進に貢献することを目指すものである。

(2) 2022年パキスタン洪水を踏まえた支援パッケージに係る方向性との整合性担保

JICAは2022年にパキスタンで発生した洪水を踏まえ、特に洪水による被害として深刻な経済損失に着目し、特に洪水リスクに晒される経済活動が顕著なインダス川本川のリスク削減に焦点を当てる。同川のタルベラダムの下流部は堤防による防御がなされており、堤防の適切な維持管理が当国の経済損失の最小化につながると考えている。このような方針に沿った本事業の運営を行う。

(3) 本事業の活動内容¹

本事業は、堤防の現況を点検するための機材供与、堤防管理のためのメカニズム構築、行動計画の策定及び優先事業のプレF/Sを行うことにより、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下、「FFC」という。）の堤防維持管理にかかる能力の強化を図り、もって将来の災害リスクに向けた河川堤防管理を促進させることを目的とした災害対応技術協力である。なお、相手国政府と討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という。）により合意している本事業成果は以下のとおり。

- 成果1 気候変動を考慮した2022年洪水の再現性について分析される。
- 成果2 既存堤防に対する点検及び品質管理に関するメカニズムが構築される。
- 成果3 タルベラダム下流におけるインダス川の堤防管理に関する短中期の行動計画が策定される。
- 成果4 堤防管理に関する行動計画に基づき優先プロジェクトが特定される。
- 成果5 優先プロジェクトの実施に必要なプレF/Sが実施される。

¹ 本事業においてパキスタン政府における堤防の管理能力を向上のための着眼点や活動内容の工夫を踏まえた、堤防の維持管理の課題分析を踏まえた技術移転のアプローチの方法についてプロポーザルで提案すること。

なお、当該業務は、主に、上記成果2から成果5に関する業務を行うものである。本事業の成果1については、直営調査団を2023年3月に派遣して対応済みであり、当該業務において、成果1を反映する必要がある場合は同調査団からの助言を得る想定である。また、堤防の構造や維持管理等については日本国内における有識者の助言を得る想定としている。これら同調査団や有識者との調整はJICAが行う。

(4) 堤防のインベントリー調査について²³⁴

当該業務では、過去の洪水時の破堤点、構造上脆弱となる要因、破堤ポテンシャルを把握できるインベントリー調査を行う。同インベントリーは、本事業終了後も、FFCが継続的に内容を更新し、自ら点検に活用されることを狙うものであり、インベントリーに記載される項目（案）は適宜提案に含めることとする。

また、当該業務では、同インベントリーを用いた堤防の維持管理方法（フロー等）を検討する。ただし、今後のパキスタン政府（FFCや州灌漑局（Provincial Irrigation Department。以下、「PID」という。））が自ら持続的に実施できる堤防の維持管理方法を検討することとする。具体的には、対策を講じるべき箇所の特定期間の開発、試行的な堤防のインベントリー調査の実施によるフィードバックによる堤防管理の能力向上を目指すものであり、なお、2023年3月に実施した洪水期前セミナーではインダス川堤防の抱える課題として、侵食対策と浸透対策が優先事項として挙げられている。

(5) 供与機材の選定

上記で作成した点検フローに基づき、必要な機材の選定・調達を行うことに合意している。現時点では、詳細な機材名/数量/仕様は特定しておらず、見積もりの対象とはしない。受注者は、当該業務開始後にカウンターパート（以下、「C/P」という。）に確認し、JICAと協議の上で、機材名/数量/仕様を最終的に確定する。なお、現時点でJICAが想定するのは、インベントリー作成に関する機器、土質試験等の品質管理に関する機器又は堤防堤体の点検に関する機器である。

(6) 破堤のポテンシャルを持つ箇所でのデモ活動の実施

上記（4）で作成する堤防のインベントリーの継続的な更新並びにそれに基づく維持管理及び対策実施に関する堤防管理者（PID）向けの技術移転を行う。その際、他州への水平展開の促進を目的として、破堤ポテンシャルを持つ箇所において脆弱となる要因に応じた具体的な対策の試験的实施としてデモ活動を実施する。

² インダス川本川堤防は広範囲にわたることから、堤防の脆弱箇所を効果的かつ効率的に特定する手法についてプロポーザルで提案すること。

³ 堤防のインベントリー調査に記載すべき情報、整理方法、アウトプットイメージをプロポーザルで提案すること。適宜、パキスタン特有の視点や留意点などを含めることとする。

⁴ 適切な堤防の管理にあたっては、現地の特성에応じた効果的かつ持続可能な手法が必須であることから、パキスタンの文脈に沿った堤防の維持管理方法について、留意事項をプロポーザルで提案すること。

デモ活動の方法・数量などは未定である。

(7) パキスタン国内における堤防管理の実施体制

本事業のC/PであるFFCIは、パキスタン国内において治水インフラの計画策定や整備実施を担う機関であるが、堤防管理の実務はPIDが実施している。そのため、技術移転や能力強化の対象としてPIDも対象とすることに留意する。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

第4条2.(3)に記載のとおり、当該業務は成果2から成果5に関する業務を行う。なお、現時点においてR/Dにおいて成果については先方政府と合意しているが、具体的な業務内容については、以下のとおり想定している。

① 成果2に関わる業務

業務2-1：パキスタンの州ごとの堤防に関する技術マニュアルの比較分析の実施

業務2-2：インダス川本川堤防の現況に関するインベントリー調査の実施

業務2-3：パキスタン政府の体制に適したインダス川本川堤防の維持管理手法の検討

業務2-4：インダス川本川堤防の脆弱部における維持管理のデモ活動の実施

② 成果3に関わる業務

業務3-1：インダス川本川堤防に関する既存計画・事業の現状分析

業務3-2：既存のパキスタン国内における堤防に関する技術マニュアルに対する補足資料の作成

業務3-3：堤防管理に向けた短中期の行動計画の位置付けの整理及び策定

③ 成果4に関わる業務

業務4-1：成果3で策定した短中期の行動計画の優先活動の抽出及び整理

業務4-2：優先して実施すべきプロジェクトの特定

④ 成果5に関わる業務

業務5-1：成果4で特定した優先プロジェクトのプレF/Sの実施

業務5-2：堤防の整備及び管理に関する能力強化セミナーの実施

(2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	FFC、PID職員の幹部レベル及び実務レベル
参加者数	約8名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

(3) 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、カウンターパート（以下、「C/P」という。）と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定するため、プロポーザルの記載対象とはせず、のちに契約変更等を通じて対応することとする。

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 当該業務で収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データ取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、当該業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行

った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となるC/Pに対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

④ エンドライン調査

- プロジェクト成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求し、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑤ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	日本語・英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	日本語・英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
			CD-R	2部
		英語	製本	3部
			CD-R	3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）各州堤防設計マニュアル比較分析報告書（※第5条2.の業務2-1相当のもの）
- （2）インベントリー調査報告書（※第5条2.の業務2-2に相当のもの）

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓）
- （4）活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名

国名：パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名：和名 2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト

英名 Project for Capacity Development for Effective Management of River Dikes Management Response to 2022 Flood

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

パキスタンは洪水、土砂災害、地震等の自然災害多発国であり、この中でもパキスタン中央部を流れるインダス川及びその支川では毎年モンスーン期の豪雨による洪水発生頻度は高く、多大なる経済損失を通じてパキスタン社会に負の影響を与えている。

特に、2022年にパキスタンにおいて大規模な洪水が発生し、1,700人を超える死者に加えて、試算された復旧・復興のニーズ金額は163億に及んでいる（災害後ニーズ確認調査、2022年10月時点）。また、直前の大規模洪水は2010年に発生し、パキスタン国土の約20%が冠水し、被災者2,000万人以上、倒壊家屋約160万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、約100億ドルに及ぶ大規模な被害が発生した（Federal Flood Commission、2010）。その際には、インダス川本川堤防の破堤が発生したことにより大規模な被害が発生したとパキスタン政府は分析している。なお、この破堤には堰などの農業インフラ保護を目的とした意図的破堤も含む。

パキスタンは英国統治時代からインダス本川の堤防整備がなされており、今後も堤防機能を適切に維持することが洪水リスクを増大させないための一つの方法である。パキスタン政府は、これら洪水の激甚化・頻発化の現状を踏まえ、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」という。）が中心となり2015/16年度から2024/25年度を計画期間とする国家洪水防御計画（National Flood Protection Plan- IV。以下、「NFPP-IV」という。）において、優先的な対応として河川構造物の改修・補強を行うとしている。また、2022年の洪水後にパキスタン政府が実施した災害後ニーズ確認調査（Post Disaster Need Assessment。以下、「PDNA」という。）及び2023年1月に発表された復興支援計画（Pakistan Floods 2022: Resilient Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction Framework (4RF)）においても、これら堤防安全性確保についても必要性が高い事業として位置付けている。

このような状況下、技術協力「2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、気候変動の影響を考慮しつつ、インダス川流域における堤防の現況把握及びその管理のためのアクションプラン策定や優先事業のプレF/Sを実施するものであり、これらパキスタンの計画等の優先事業としても位置付けられている。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置付け

パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー（2022年10月）において「防災対策支援」が重点分野であると分析している。また、対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2018年2月）における重点分野としても開発課題に「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」を掲げ、『仙台防災枠組2015-2030』、我が国の知見と技術を活用した災害予防、減災を中心とした防災体制の強化を支援し、災害に負けない強靱な社会の構築を図る。」と定めている。このように本事業はこれら分析・方針に合致している。また、グローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の中で掲げるクラスター事業戦略「事前防災投資実現」に基づいている。

加えて、本事業は、インダス川流域における将来の災害リスクを考慮した地域開発に向けた防災事前投資の促進への寄与を目指すものであり、SDGsのゴール1、ゴール11、及びゴール13の達成に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は国家防災計画（NFPP I～III）を策定し、計画に基づき主要河川流域に対して治水事業を実施している。

また、世界銀行（WB）は、インダス川の治水能力向上に向けて、2014年の洪水で損傷したインダス川のタウンサ堰の緊急補強及び管理運用能力の強化支援及びインダス川流域の水資源管理能力強化を目的とした長期治水計画の策定及び事業実施を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パキスタンにおける気候変動の影響について分析をはじめ、インダス川流域において、堤防の現況の診断するための機材供与、堤防管理のためのアクションプランや優先事業のプレ・フィージビリティスタディ（以下、「プレF/S」という。）を行うことにより、連邦洪水委員会の能力の強化を図り、もってインダス川流域における将来の災害リスクを考慮した地域開発に向けた防災事前投資の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

インダス川流域（パンジャブ州のAttock県、Rawalpindi県、Chakwal県、Mianwali県、Bhakkar県、Layyah県、Dera Ghazi Khan県、Muzaffargarh県、Rajapur県、Rahim Yar Khan県、シンド州のGhotki県、Kashmore県、Shikarpur県、Khairpur県、Larkana県、Naushahro Feroze県、Dadu県、Shaheed Benazirabad県、Jamshoro県、Matiari県、Hyderabad県、Tando Muhammad Khan県、Badin県、Thatta県、Sujawal県）

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：連邦洪水委員会（FFC）、水資源省州灌漑局（Province Irrigation Department）

間接受益者：対象地域に居住する住民、関連機関

(4) 事業実施期間

2023年3月～2025年4月を予定（計25ヶ月）

(5) 事業実施体制

連邦洪水委員会（FFC）

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 日本側

①調査団派遣（気候変動、堤防管理）

②専門家派遣（合計約38MM）

③機材供与：（堤防の現況調査及び品質管理に関する機材を想定、プロジェクトの中で調査団等の見解を得て確定予定）

2) パキスタン側

①カウンターパートの配置

②関連データ及び情報

③執務スペース

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：カテゴリC

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて洪水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー分類

GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容／分類理由>

本事業は、ジェンダー主流化ニーズについて、本事業にて確認するため。

(8) その他特記事項

本事業は、災害対応技術協力として実施されるもの。

4. 事業の枠組み

以下の記載内容は主に要請書及びそれを踏まえた先方政府との意見交換を踏まえたものであり、具体的な内容については本プロジェクトで検討し、改めてPDM作成時に確定する。

(1) 上位目標

パキスタンにおける将来的な洪水の災害リスクのための堤防管理が連邦洪水委員会により強化される。

<指標>

- ・ 本事業を通じ技術移転された知見及び計画をもとに、インダス川流域で新たな堤防強化に向けた準備調査が実施される。

(2) プロジェクト目標

インダス川本川のタルベラダム下流における堤防管理のための連邦洪水委員会の能力が強化される。

<指標>

- ・ 本事業を通じて、インダス川における今後の堤防管理の技術的基準及び点検手法に対して連邦洪水委員会内で認識される。
- ・ インダス川の堤防の整備に関する行動計画及び優先プロジェクトが連邦洪水委員会により承認される。

(3) 成果

成果1 気候変動を考慮した2022年洪水の再現性について分析される。

成果2 既存堤防に対する点検及び品質管理に関するメカニズムが構築される。

成果3 タルベラダム下流におけるインダス川の堤防管理に関する短中期の行動計画が策定される。

成果4 堤防管理に関する行動計画に基づき優先プロジェクトが特定される。

成果5 優先プロジェクトの実施に必要なプレF/Sが実施される。

<指標>

- ・ パキスタンで発生した2022年洪水の再現性について整理、とりまとめられる。
- ・ 既存堤防に対する点検及び品質管理に関する資機材が提供され、関連するマニュアルが整備される。
- ・ インダス川の堤防管理に関する短中期の行動計画が策定される。

- ・ 堤防管理に関する行動計画に基づき優先プロジェクトの実施箇所及び概略的な整備の方向性について選定される。
- ・ 優先プロジェクトの実施に必要なプレF/Sとして、概略的な規模、形式、金額がとりまとめられる。

(4) 活動

- 活動1-1：気候変動を考慮した2022年洪水の再現性について分析
- 活動2-1：パキスタンの州ごとの堤防に関する技術マニュアルの比較分析の実施
- 活動2-2：インダス本川堤防の現況に関するインベントリ調査の実施
- 活動2-3：パキスタン政府の体制に適したインダス本川堤防の維持管理手法の検討
- 活動2-4：インダス本川堤防の脆弱部における維持管理のデモ活動の実施
- 活動3-1：インダス川堤防に関する既存計画・事業の現状分析
- 活動3-2：既存のパキスタン国内における堤防に関する技術マニュアルに対する補足資料の作成
- 活動3-3：成果2を踏まえたシンド州とパンジャブ州のインダス川堤防の脆弱なポイントの把握とその原因分析及び優先活動の抽出
- 活動3-4：堤防管理に向けた短中期の行動計画の策定
- 活動4-1：成果3で策定した短中期の行動計画の優先活動の抽出及び整理
- 活動4-2：優先して実施すべきプロジェクトの特定
- 活動5-1：成果4で特定した優先プロジェクトのプレF/Sの実施
- 活動5-2：堤防の整備及び管理に関する能力強化セミナーの実施

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ・ 例年のモンスーン期における大規模洪水の発生により政策・方針に大きな変化が出ない。
- ・ 治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

(1) 類似案件の評価結果

フィリピン共和国向け技術協力「治水行政機能強化プロジェクト」の事後評価（評価年度：2013年度）において、プロセス重視の能力強化のためのパイロット・アプローチの有効性と、技プロの効果発現を狙った円借款や研修スキームの活用という教訓が抽出されている。特に、プロジェクト活動初期に中央政府職員とともにさらに詳しく地方の技官の育成体制を情報収集することが重要とされている。また、技術協力の

場合、マニュアルやガイドラインをC/P組織内で浸透させるため、組織としての公式な参照資料として認定されることが重要とされている。

(2) 本事業への教訓

本事業は、インダス川の治水の要である本川堤防に対して科学的・工学的知見に基づいた能力強化及びアクションプランの策定を目指すものである。特に、連邦制を敷くパキスタンでは、州の役割も重要であり、中央政府及び地方政府間の連携と信頼関係の醸成が必要であるとの観点から、本事業開始当初から、FFCのリーダーシップの下、関係機関を巻き込む体制（ガバナンス）を検討することとする。その上で、本事業で改訂を予定するマニュアル類についても、ユーザーである州灌漑局（PID）の意見等も反映することとする。

以 上

追補：なお、上記は2023年3月のパキスタンで実施した洪水期前セミナーの結果及びその後の協議を踏まえて、活動内容及び事業実施期間を変更している。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：治水計画及び堤防の整備に関する業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／治水計画
- 堤防整備

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.5 人月

うち本邦研修に関する業務人月 1.00 人月（定額計上分）を含む。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／治水計画）】

- ① 類似業務経験の分野：治水計画に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：堤防整備】

- ① 類似業務経験の分野：堤防の整備に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年11月より堤防のインベントリー調査及び点検フローの検討を行い、これらに基づき必要な調査試験機材の選定を行うものとする。2024年5月頃に選定した調査試験機材の調達・供与を行うものとする。また、2025年4月下旬までに本業務の成果に係る報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 39.00人月（現地：28.50人月、国内：10.50人月）

本邦研修に関する業務人月1.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／治水計画（2号）
- ② 堤防整備（3号）
- ③ 堤防管理
- ④ 気候変動／氾濫解析／リスク評価
- ⑤ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全17回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 堤防調査支援

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- R/D

2) 公開資料

- 2022年パキスタン洪水 PDNA レポート
<https://www.undp.org/pakistan/publications/pakistan-floods-2022-post-disaster-needs-assessment-pdna>
- 復興支援計画
<https://www.undp.org/pakistan/publications/pakistan-floods-2022-resilient-recovery-rehabilitation-and-reconstruction-framework-4rf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

外務省危険レベル3及び4に該当するエリア、JICA 国別安全対策措置にて規定する業務渡航禁止区域では調査及び協力を実施しない。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

171,878,000円（税抜）

なお、定額計上分 4,080,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	本邦研修に かかる費用	第2章第5条 2. (2)	3,880,000円	直接経費と受入 期間の業務1人月 の報酬	①報酬 ②国内業務費
2	セミナー実	第2章第5条	200,000円	会場費と実施に	一般業務費

施費用	2. (1) ④		伴う諸雑費	
-----	----------	--	-------	--

(6) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード（タイ国際航空）

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

1) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(27)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/治水計画</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(5)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>堤防整備</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	